



長野県報

3月16日(月)
令和8年
(2026年)
第692号

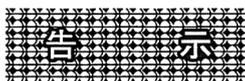
目次

告示

長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域の指定(水大気環境課).....	1
公共測量の実施(建設政策課).....	1
公共測量の終了(2件)(建設政策課).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会).....	3
長野県企業局労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部改正(労働委員会事務局)...	4

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(2件)(産業立地・IT振興課).....	5
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・IT振興課).....	6
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	7
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課).....	8
土地改良事業計画の変更の認可(農地整備課).....	9
特定調達契約に係る落札者の決定(道路管理課).....	9
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課).....	9
特定調達契約に係る一般競争入札(3件)(教育政策課).....	9
特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(水道・生活排水課).....	16



長野県告示第112号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例(平成25年長野県条例第11号)第9条第1項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

令和8年3月16日

長野県知事 阿部守一

名称	区域
佐久市東(第1・第2)水資源保全地域	佐久市志賀字長山1番94から96まで、108、155から164まで、167、168、171、172、175、228から234まで、236から240まで、247から253まで、255、279から289まで、309、316から391まで、394から398まで、400から403まで、419から429まで、441から470まで、477から480まで及び548の区域

(関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県佐久地域振興局及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供します。)

水大気環境課

長野県告示第113号

北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年3月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測深、航空レーザ計測
- 2 作業期間
令和7年11月24日から令和8年3月27日まで
- 3 作業地域
安曇野市

建設政策課

長野県告示第114号

中部森林管理局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年3月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量（地図情報レベル1000）
- 2 作業期間
令和7年3月20日から令和8年2月13日まで
- 3 作業地域
茅野市、佐久市、南佐久郡小海町、南佐久郡佐久穂町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、北佐久郡立科町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村

建設政策課

長野県告示第115号

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年3月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 3級、4級基準点測量
- 2 作業期間
令和7年9月10日から令和8年2月27日まで
- 3 作業地域
塩尻市

建設政策課

長野県上田建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年4月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月16日

長野県上田建設事務所長 片桐 剛

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野上田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市上田原896番の1地先から 上田市中之条68番の7地先まで	旧	m 16.0 ~ 18.5	km 0.0510
同 上	新	16.0 ~ 30.7	0.0510

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路 線 名 上田丸子線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市中之条68番の2地先から 上田市上田原800番の2地先まで	旧	m 8.0 ~ 18.5	km 0.5700
同 上	新	16.0 ~ 30.7	0.5700

道路管理課

選告示第22号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

令和8年3月16日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

別表中	を	に改める。	
	33,629		33,582
	310,179		309,887
	107,842		107,650
	70,821		70,715
	44,572		44,510
	18,326		18,289
	41,372		41,321
	13,136		13,112
	18,633		18,623
	11,515		11,483
	17,864		17,844
	8,688		8,679
	16,977		16,953
	7,231		7,215
	5,810		5,791
	21,247		21,226
	18,184		18,170
39,549	39,520		
20,329	20,318		

8,018	8,015
26,939	26,912
6,242	6,233
22,045	22,025
6,862	6,843
8,281	8,258

選挙管理委員会

長野県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、令和8年2月25日、長野県公営企業に従事する同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する長野県企業局労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を認定したので、昭和53年長野県地方労働委員会告示第1号（長野県企業局労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定）の一部を次のように改正します。

令和8年3月16日

長野県労働委員会

表の本庁の項中 「管理者の秘書的業務を行う者（1人）」 を

「管理者の秘書的業務を行う者（1人）
電気事業課及び水道事業課の課長補佐（代決権を有する者に限る。）」 に改め、同表の現地機関の項中

「水道用水管理事務所の所長、次長（人事及び労働関係を担当するものに限る。）及び業務課長」 を

「水道用水管理事務所の所長、次長（人事及び労働関係を担当するものに限る。）」 に改める。

労働委員会事務局